

契丹の回跋部女直経略に就いて（三）

日野，開三郎

<https://doi.org/10.15017/2338985>

出版情報：史淵. 48, pp.27-53, 1951-09-05. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

契丹の回跋部女直經略に就いて(三)

日野開三郎

目次

緒言

一 回跋部女直の登場とその反契丹活動

二 契丹の回跋部女直經略

三 回跋部女直の對外貿易活動と政治的動向

Ⅰ 女直の對外貿易活動概観

Ⅱ 回跋部女直の對外貿易(以上已載)

Ⅲ 回跋部女直の政治的動向と對外貿易(以下本輯)

(1) 回跋部女直の内部關係

(2) 回跋部女直の政治的動向と對外貿易

四 契丹の回跋部女直統御策

Ⅰ 契丹の女直統御策概観

(1) 熟女直の統御策

(2) 生女直の統御策

Ⅱ 回跋部女直の驪廢統御

(1) 軍備配置

(2) 官爵授升

(3) 貢賜と貿易

契丹の回跋部女直經略に就いて(三)

(4) 羈糜機關
餘言

III 回跋部女直の政治的動向と對外貿易

回跋部女直の對外貿易に就いて推考し得る所は以上の程度であるが、此の貿易活動をその政治的動向と照合するに、その間に密接な關係のあることが窺はれる。但し此の政治的動向を扱ふに際しては回跋部の内部構成に就いて一考しておく必要がある。

(1) 回跋部女直の内部關係

契丹國志^{卷二} 四至隣國地里遠近の條に熟女真(蘇子河流域より通溝平野に及ぶ地域の女真)に就いて略^上。然無君長。首領統押。精於騎射。今古以來無有盜賊詞訟之事。任意遷徙。多者百家。少者兩三家而已。

とあつて彼等は二三家乃至百家程度の部落を成して住み、任意遷徙し、首領があつて部民を統轄してゐたが、それら多數の首領の上に立つて全熟女真を支配する君長は無かつたと云ふ。又生女真の項にも

居民屋宇・耕養・言語・衣裳與熟女真國並同・亦無君長所管。精於騎射。

とあつて生女真も同様であつたことが知られる。更に同書^{卷二} 女真國の條に、

無大君長。立首領分主部落。

とあり、全女真を通じて同様であつたことが判る。回跋部女直の内部も亦多數の部落に分れ、部落は酋長に率ゐられ、さうした酋長は多數居て相互の間に大小強弱はあつたであらうが、その上に立つて全回跋部人を統轄する君長は無かつたと見て誤り無いであらう。開泰八年契丹に入貢した太師踏刺葛、太保麻門等はさうした多數酋長中の有力者であつたのであ

然らば女直の内部はさうした酋長が無秩序に竝立して群雄割據の混沌状態に在つたかと云ふに、さうではない。遼史に長白山三十部女直の名が見えるが、此の集團は女直の三十部が聯合して形成してゐた勢力である。高麗史卷四顯宗世家・三年（開泰元年一〇一一）二月甲辰の條に

女眞酋長麻尸底率三千姓部落子弟。來獻土馬。三十姓。曰阿干頓。（以下略）

とあり、同閏十月の條に

女眞毛逸羅・鉏乙豆率部落三十姓。詣和州請盟。許之。

とある等は三十部が聯合し、有力酋長をその代表に押立てて行動してゐた證據である。右代表者の一人鉏乙豆は、同卷・顯宗二年五月乙亥の條に

東北女眞酋長鉏乙豆率其屬七十人來獻方物、云云。

とある如く、先に七十人を率ゐて入貢してゐるが、此の七十人は彼が一酋長としての配下と解せられる。即ち三十部の聯盟はその中の有力者を代表に推してゐたと解せられるのである。此の三十部女眞は一時東部滿洲に霸者的權勢を振ひ、北宋初期に於ける女直の盛大な對宋貿易に於いても對中國交渉の中心となつたことがあり、中國の文獻に一再ならずその名を傳へられてゐる。蒲盧毛朶部も恐らく三十部の一ならんと推測せられてゐる。註長白山女直の三十部に限らず、他の地方でも此れに似た聯合があつたであらう。契丹國志に云ふ熟女眞が擧げて契丹と修好貿易し、生女眞が侵略邊患をなし、概ね地區的に步調を協せてゐるのも、そこに何らかの結團的關係が存してゐたことを暗示する。但しさうした團結力は三十部が最も強く、さればこそ滿洲に霸者的勢力を振ひ得たものと想はれる。他の地區では此れよりも團結弱く、頗る緩漫な政治的集團であつたと解せられる。

翻つて回跋部女眞に就いて考へるに、その内部の諸酋長もやはり無秩序に亂立してゐたのではあるまい。外部から回跋

部女直として一括して呼ばれ、一勢力として扱はれてゐた以上、やはり全體としての關係が疎漫にもせよ存存してゐたのであらう。そして諸酋長中の最有力者が自らその中心的役割をつとめてゐたのであらう。重熙年間に入貢した回跋部女直の酋長が、一人は太師撒剌都と云はれ、一人は回跋部長兀迭臺札と云はれてゐるが、此の回跋部長とは回跋部の君長ではなく、最有力の一酋長で、回跋部の中心的勢力者であつたのであらう。契丹から回跋部大王の稱號を受けたのも、かうした中心的有力酋長であらう。而して此の中心的有力酋長も君長ではなく、従つてその支配力或は統轄力は極めて薄弱で、部内諸酋長を完全に拘制する力は無かつたであらう。即ち時に異端的行動をとる者も現れ、完全に舉部一致の行動を執り得たとは考へ難いのである。

(2) 回跋部女直の政治的動向と對外貿易

回跋部の政治的動向を最も大きく觀察すれば、後渤海即ち兀惹政權より契丹への反屬と云ふことになり、更に細かく見れば高麗との關係があり、又兀惹政權より契丹への反屬過程にも開泰年間の入貢、大延琳の叛亂による離丹、重熙年間以後の完全藩屬と云ふ迂餘曲折がある。さうした動きをその對外貿易との關係に於いて考説する。

後渤海(兀惹政權)は一時滿洲の全女直を統一支配し、鴨綠江路を抑へて對支貿易を確保してゐた。そして此の鴨綠江路による對支貿易には兀惹政權下の全女直が参加し、北宋への輸出歲額馬匹一萬に及ぶ盛況を示してゐた。かうした中國貿易の利源を抑へてゐることが兀惹政權の女直統合を支へる大きな力となつてゐたのである。然るに此の利源は統和九年(九九一)の鴨綠江口遮斷によつて契丹に塞がれて終つた。それが爲め兀惹部の滿洲支配は大きな影響を受け、女直諸部の大動搖となつた。即ち或る部族はその代りの市場を求めて高麗に殺到し、或る部族は契丹に反屬して契丹貿易に新たな市場を求めんとした。翌十年の鐵利(阿勒楚喀方面)の反屬、十九年の達盧古部(拉林河流域)の反屬、二十一年の五國部(三姓以東の松花江最下流域)の反屬等、續々として兀惹政權から契丹に移つて居る一大原因は中國貿易杜絶の影響であ

る。而して契丹に反属したのは主として東流松花江及びその支流の流域に住む者であつた。此れには種々の理由があらうが、彼等北滿の者に取つては代りの市場を高麗よりも契丹に求めるを便としたこと、つまり高麗への往來は遠峻であつたことが一因である。勿論、此の地域は元來からの純通古斯系住地で、そこに反契丹活動を指導する渤海人乃至渤海系女直人の勢力が頗る薄弱であつたことも大きな原因である。三十部女直や定安國女直は高麗貿易に主力を置き、反契丹活動を續けた。高麗に近いこと、渤海系の殘存勢力が強かつたこと等が主な原因と考へられる。此の契丹派と反契丹派の中間地域に位置する回跋部は開泰八年迄契丹に入貢した形迹なく、反契丹派に與してゐる様である。そしてそれを裏書きする様に高麗貿易に従事してゐる。所が此の高麗貿易の東西兩道の中、近便な西道の利用が開泰年間に於ける契丹の高麗征伐・定安國餘黨掃蕩によつて開泰七八年の交より著しい制扼を被り、回跋部が中國の代用市場とした高麗貿易は大きな打撃を受けた。そして此の中國市場の喪失に續く高麗市場の利用困難化がそれに代る新市場の獲得として回跋部人の契丹入貢を決意せしめる大きな動因となつたと解せられる。回跋部人の契丹への初入貢が契丹の高麗征壓・定安國餘黨掃蕩を完成した開泰八年と同じ年であり、その最初の入貢者の一人なる麻捫がその直前に高麗に入貢して新な形勢の變化を親しく觀察した者であることから、右の解釋は大過ないと思はれる。

回跋部は宋・麗貿易よりも、地理的に見て契丹貿易を遙かに近便とする。然るに此の契丹貿易への轉向は鐵利・達盧古等に比しておそく、初め對宋貿易に従ひ、その隔絶後は代りの市場を高麗に求め、それも困難となるに及び、初めて契丹に通じてゐる。此れは回跋部と渤海系勢力との關係から説明す可きものであらう。

回跋部は兀惹政權に附し、嘗てはその手先となつて契丹の東境貴德・歸州方面に強力な襲撃掠奪を行ひ、歸州を廢滅に歸せしめた。かうした反契丹活動の強力な展開は兀惹部の外部からする拘制力以外に、回跋部内に強力に殘存する渤海系勢力の内部よりする指導にも因つて居たと解せられる。回跋部の流域は濊貊系たる粟末靺鞨の住域として史上に重要な意

義を有し來つた所で、此所に濊貊種を根幹として形成せられた渤海人の勢力が強く残存してゐたことは當然考へられる所である。かうした渤海人系勢力の強力な残存が回跋部をして往來に近便な契丹に對し容易に通貢せしめなかつた大きな原因であらう。

回跋部内に於ける渤海系勢力の残存が相當大きく推測せられる以上、開泰八年の初入貢を以て全回跋部人を擧げての契丹への藩屬と解することは些か困難となる。麻門・蹄刺葛等の酋長の如く、只管貿易の利のみを求めて契丹に轉屬した者の外に、此れを潔しとしない渤海系（兀惹派）の酋長も居たであらう。契丹派酋長の入貢者を見るに至つた聖宗としては、此れに對立する渤海系の酋長を回跋部内から失勢せしめることが第二段の方策であると考へたであらう。かくて此の方向に聖宗の經略が進められた結果として太平八年（一〇二八）に於ける唃拔部落三百餘戸の高麗亡命となつたのであらう。此れら三百餘戸が渤海系と推測せられることは先に述べた所である。かうした聖宗の回跋部經略に契丹の兵力を用ひた形迹がないが、それは恐らく事實用ひなかつたのであらう。先づ商利を逐うて入貢し來つた諸酋長を懐柔し、それらを利用して次第に回跋部内の契丹派を有力化せしめ、その勢力を以て渤海派を壓倒驅逐せしめたのであらう。

大延琳の叛亂は大渤海故領に於ける反契丹派の諸勢力を一齊に蜂起せしめ、全滿洲を搖がした大變亂であつた。それ迄契丹が侵透せしめてゐた勢力は大きく後退するの餘儀なきに至つた。回跋部内でも必ずや反契丹派が勢力を盛返へし、反契丹活動の張本蒲盧毛朶部と結んで反契丹活動を再燃せしめたであらう。興宗が再び經略を進めるに至つた重熙十七年迄二十年近く契丹と絶つてゐるのも、恐らくさうした事情に由るのであらう。

興宗の回跋部再經略に於いても直接兵を此れに加へた形迹はない。その契丹への藩屬入貢を促した第一の原因は興宗が反契丹活動の張本として回跋部を外から拘制してゐた蒲盧毛朶部を兵を送つて叩いたことである。かうして回跋部内の反契丹派の氣勢を外から挫くと共に回跋部詳穩都監をおいてゐる。此れが恐らく契丹派の酋長を懐撫し、次第に他の諸酋長

を味方にすることに依つて反契丹派を壓へて行つたのであらう。そして此の諸酋長懷撫の最大手段となつたものこそ、彼等に契丹を貿易市場として開放してやると云ふことであつたのであらう。かくて滿洲に於ける反契丹活動の強力な中心が擊碎せられたこと、回跋部の地理的に近便な契丹貿易に便宜を供與せられたこと、此れらの理由に因つて回跋部の契丹への入貢貿易はその後も繼續し、完顔氏が勃興して形勢に一大變化を生ずる時に迄及んだのである。

註 15 池内先生著、滿鮮史研究中世第二册所收「完顔氏の曷懶甸經略と尹瑾の九城の役」の附説「蒲盧毛朵部に就いて」
16 此の歸州に就いては「契丹の前歸州に就いて」と題して和田先生の遷曆紀念論文集に掲載の豫定である。

四 契丹の回跋部女直統御策

聖宗・興宗二代の努力を以て經略した回跋部女直に對する契丹の統御策は如何。上來論述した所に依つてその大様は推想出来るが、尙此所に專考しておく。但しその前に契丹の女直統御策一般を概観しておくことが考察に便利である。

I 契丹の女直統御策概観

契丹は全女直を大きく生女直と熟女直とに分ち、兩者に對する統御策を根本的に異にしてゐた。そこで考説も、此の兩者に分つて行ふのが理解に便である。

(1) 熟女直の統御策

熟女直は契丹の直轄領土内に住み一般に生女直に比して民度高く、遼籍に編入せられてゐた。遼東半島の曷蘇館女直（黃頭女真・五節度熟女真・南女直）、鴨綠・佟佳二河流域の舊定安國の女直、開原を中心とするその四周の地域の女直（北女直）、農安附近の女直等が總て此れに屬する。彼等はすべて行政上東京道の所管に入つてゐた、曷蘇館女直は遼籍に編せられてゐたが、部族生活を營み、契丹國志^{卷二}五節度熟女真の項に

契丹の回跋部女直經略に就いて (三)

無出租税。或遇^モ北主征伐。各量戸下差充兵馬。兵回。各逐便歸於本處。

とある如く、一般州縣民と異つて租税を負擔せず、只兵興の際にのみ從軍する義務を課せられてゐたのである。契丹の南女直湯河司は此の曷蘇館女直を統御する軍政機關としておかれたものである。各部落は酋長に統轄せられ、酋長を通じて契丹の統治を受け、酋長は契丹より官號を受け、その最有力なものが曷蘇館部大王の稱號を受けて居たが、諸酋長の上に立つて此れを總轄する君長は無く、従つて全曷蘇館女直の統一は無かつた。

開原周邊の女直は北女直兵馬司の軍政に服し、大體南女直と同じ統屬關係を有してゐた。州縣に編せられてゐた者もあれば、然らざるものもあつた。舊定安國の女直は淶・桓・豐・正等の諸州に編せられ、東京留守司に屬してゐた。その統屬關係は大體南北女直と同様であつたと見て大過ない。農安附近の者は黃龍府都部署司に隸してゐた。此の外蘇子河流域の女直や鴨綠江女直（江の下流左岸）も熟女直の中に入れて扱はれてゐた。彼等の契丹地内への出入貿易は自由であり、契丹商賈も亦彼等の間に出入して互に猜疑なく、治者・被治者として平和な状態に在つた。

(2) 生女直の統御策

生女直は係遼籍外の女直で、具體的に云へば上述した熟女直を除く滿洲の全女直を指す。契丹國志^{卷六}女眞國の項に女眞世居混同江（北流松花江の最下流の部分）之東山。乃鴨綠水之源。東瀕海。南隣高麗。西接渤海。北近室韋。中。地方數千里。戸口十餘萬。無大君長。立首領主部落。略。

とあるは、記事の内容に批判す可き部分を含んで居るとは云へ、所謂生熟兩女直のことを併せのべたもので、彼等が廣大な範圍に及び、戸口の少くなかつたこと、夥しい部落に分れて酋長に率ゐられ、その酋長の上に立つ君長は無く、従つて大統一の無かつたこと等を窺ひ得る。生熟兩女直を一括した記事ではあるが、以て生女直のことを知る有力な參考資料である。かうした生女直の中で最も契丹の邊患をなし、従つて契丹人の利害關心を最も多く惹いてゐたものは阿勒楚喀方面

を中心とする東流松花江南岸の住民であつた。彼等は熟女眞に比して民度低く、剽掠を喜み、契丹の境外程遠からぬ位置を利用して屢々境上を侵襲する厄介な存在であつた。さうした關係から遼人が生女直と云ふ場合、此れらの邊患をなす一派を指して居る場合が多い。契丹國志^{卷二} 四至隣國地理遠近の項の生女眞の條に

^上略。亦無君長所管。精騎射。前後屢與契丹爲邊患。契丹亦設防備。云云。

とあるはその一例である。然し生女直は此れらの一派に限られた稱呼ではなく、廣大な地域の住民の總稱であつた。このことは右記事の直前に

生女眞國。西南至熟女眞國界。東至新羅(高麗のこと)。東北不知其極。

とあるに徴しても明かである。要するに生女直は廣範圍に跨る係遼籍外の女直の總稱であるが、契丹の保境安民に直接大きな利害を興へて居た阿勒楚喀の生女直が契丹からその代表の如く扱はれて居たのである。

生女直と契丹との關係は一口に云へば羈縻關係に在つたと稱して差支へない。(中には懸遠の地に居て全然契丹と交渉を有たず、又専ら反抗してゐたものもあるが)換言すれば藩屬的な關係に在つたのである。即ち全く女直の自治に任せ、藩臣として宗主國たる契丹に入貢し、その恭順の意を示さしめるにすぎず、只特に必要な事情を生じた場合、契丹の監護的職員が派遣せられる程度であつた。然し彼等の萬一の侵襲に備へ、動向を監察し、入貢を取扱ふ機關が東京道におかれて居た。黃龍府都部署司と咸州兵馬祥穩司とがその最も重要なものであつた。契丹國志^{卷二} 州縣載記のうち

長春路 鎮撫女眞・室韋。

置黃龍府兵馬都部署司・咸州兵馬祥穩司・東北路統軍司。

とあるは此のことを示す。但し咸州兵馬祥穩司が契丹末期の設置に係るものであることは先に一言した如くである。その以前は恐らく北女直兵馬司が此れに當つてゐたのであらう。又黃龍府の管下には係遼籍の女直が居たのであるから、その

統轄も併せ扱つて居たと想はれる。咸州兵馬詳穩司の設置は阿勒楚喀の生女直完顏氏の勃興に對處する爲めで、阿骨打が此の兵馬詳穩司と交渉を有つたことは史に著傳せられる所、その交渉を通じて咸州兵馬詳穩司の羈縻機關としての機能役割が窺はれるのであるが、關説を略す。

さて黃龍府都部署司や咸州兵詳穩可の羈縻機關としての機能が大きな契丹の國力を背景として遂行せられてゐたことは云ふ迄もない。更に端的に云へばそこに配駐せられてゐた契丹の兵力を背景としてゐたのであつて、契丹國志^{卷二}生女眞國の條に生女眞の侵暴を述べた後ち

契丹亦設防備。南北二千餘里。沿邊創築城堡。般運糧草。差撥兵甲屯守征討。

とあるは、さうした事情を簡明に傳へたものである。勿論、此れら諸司の兵力で不充分の場合には在東京道の諸司が力を藉して援助してゐた。蒲盧毛朶部の經略が黃龍府と遼陽府とを二大基地として展開せられたのはその好例である。そして此れら在東京道の兵力を以てしても尙不充分の場合には本國から派兵せられてゐたのである。

上述の如き契丹の國力を象徴する兵力の威壓の外に、此れと並んで羈縻政策上に大きな意義を有してゐたのが朝貢・貿易である。朝貢は回賜との關係を通じて行はれる貿易の一形態、いはば官貿易である。即ち藩屬者の恭順を示す政治的行爲であると共に、此の恭順を嘉する宗主國の回賜と結びついた經濟行爲でもあつた。宗主國はその大國たる貫祿を誇示し、稱藩勢力を懷撫する必要から、入貢品に對する回賜品の評價額を多くするのが通例であつた。従つて入貢は一般貿易に比して利得が大であつた。然も朝室への入貢と云ふ名目の下にその往來般運には種々の特典や便利が供與せられ、その利益は愈々大きかつた。入貢は頗る有利な取引の下に藩臣たる女直が熟求する諸文化品を入手し得たのである。それら文化品は己に文化の高度に進んだ契丹産もあれば、中國より輸入した物もあつたと考へられる。

かうした入貢貿易の利を保持増大する爲めには稱藩恭順の表示が絶対に必要である。藩屬關係は入貢によつて成立し維

持せられる。そして藩屬關係の消滅と共に入貢の權利は宗主國から拒絶せられ、又藩臣の入貢拒絶は藩屬關係の消滅と解せられてゐた。入貢貿易の利を保持増大する爲めに稱藩恭順が絶対に必要であつたのはそれが爲めである。貢賜とは別に行はれる民間貿易も、藩屬・宗主の關係が存する場合に認められ、それが絶たれば閉鎖せられる。友好關係は轉じて對立關係に入つたと解せられてゐたからである。従つて一般貿易は貢賜貿易と併行して行はれる關係に在つた。貢賜貿易が絶たれる時、一般貿易の途も亦塞がれてゐたのである。

女直が絹その他の文化地域所産品を執求して貿易に活躍し、對宋貿易路が契丹に斷隔せられて後ち、しきりにその代りの市場を求め、その結果、或る者は高麗に殺到し、或る者は契丹に通ずるに至つたこと、已述の如くである。さうした女直が今や最大の市場たる契丹から貿易を斷たれることは大打撃であつた。此の打撃を免れ契丹貿易の利を求めんには稱藩恭順が絶対に必要である。そこで貢賜・一般兩貿易の開閉を巧に操作することは女直、特に直轄領土外に住む生女直の統御策として契丹に取り大いに効果を有してゐた。それは遠方居住の用兵征壓し難い部族をも操從し得る意味で、兵威以上に効果的であつたと云へる。

阿勒楚喀の生女直完顏阿骨打をして驟然契丹に反抗せしめた一大動因が、彼等生女直の齎す貿易品を契丹側が官民共謀となり國威を笠にして不當な安價に叩き落して買取つた所謂「打女眞」に對する憤懣に在つたことは著名の史實であるが、此の史例は對契丹貿易の利が如何に女直に重大視せられて居たかを示し、同時にその操作の巧拙が彼等の向背を決せしめる上に如何に大きく作用してゐたかをも示すものである。

貿易政策と並んで羈縻上に大きな役割を有つてゐたのは官爵の授與である。契丹に入貢した女直の記事を見るに太師・大保等の官號を有つて居り、又遼史卷四 百官志・大部の條を見るに、蒲盧毛朶部大王府・回跋部大王府・黃龍府女直部大

王府・崑母部大王府等の名が見え、大王の爵號を有する者も居たことが窺はれる。此れらの官爵は物質的に契丹の負擔と

なるものでなく、従つて女直側に取つて儲けとなるものでも無かつた。然しこれらの官爵は、宗主國たる契丹が藩屬の諸蕃夷に對し、その部内に於ける地位勢力や契丹との結合關係等を總合的に考課して賜與した名譽の象徴であり、同時に契丹の待遇の高下の指標でもあつた。つまり藩屬諸酋に對する契丹の總合的評價の具體的表示であつたのである。従つて彼等の受ける官爵の高下はその酋長の属する集團の内部に於ける地位に大きな影響を與へたのみならず、廣く契丹の世界の中に占める地位にも影響してゐた。此所にたとへ官爵が物質的損得はなくとも、契丹としてもその授與に慎重を要し、又藩屬諸酋が此れに拘泥し魅力を感じる所以があつた。即ち羈縻政策上に於ける官爵の授受は、一見双方に何の損得もない形式的處置の如くに思はれるものであつたが、その實は効果の少からぬ方策であつたのである。

以上を要するに、契丹は女直を直轄領民たる熟女直と直轄領外の生女直とに分け、此の中、契丹の保境安民により大きな係を有してゐたのは後者の生女直であつた。契丹は時に此の生女直に兵を加へて征服したが、大體彼等の自治を認め、その統御には所謂羈縻政策をとつた。その羈縻懷撫の大方針は、先づ邊境の軍政機關を通じ兵力の威壓を以て臨みつつ、官爵の授與と貿易の開閉、即ち名譽と實利との兩者に依つてゐたのである。而してかうした羈縻政策は契丹が中國の傳統的政策をそのままに採入れたものである。尙詳しく見れば論述す可き問題があるが、概觀を主とする此所では以上の諸點に止め、回跋部統御の問題に移ることとする。

II 回跋部女直の羈縻統御

契丹の女直統御策が生女直と熟女直とで根本的に相違して居た以上、回跋部女直の場合を考へるに當つては、それが生・熟何れに属してゐたかを先づ明かにしなければならぬ。

北風場沙録は此の部を説明して「回覇者。非熟女眞。亦非生女眞」と云ひ、生熟の別に就いて頗る曖昧な取扱ひをしてゐる。即ち此の書は回跋部女直を以て生熟何れにも截然と區別し得ないものとしてゐる様に解せられる。所が此れに對し

て回跋部を生女直とする傳へも存してゐる。契丹國志^{卷二}生女直の項にその四周を述べて

西南至熟女真國界。東至新羅國^(高麗)東北不知其極。云云。

とあり、生熟兩女直が直接隣續してゐたと云つてゐる。而して契丹國志が熟女直として擧げてゐるのは遼東半島の五節度熟女直(曷蘇館部女直・黃頭女直・南女直)と蘇子河流域より通遼平野に跨る熟女直とである。此の外に遼史に云ふ北女直(開原地方)黃龍府女直(農安地方)があつた。此れらの熟女直を西南隣の住民としてその東方に接住する女直が生女直であつたとすれば、回跋部女直は當然生女直でなければならぬこととなる。

繚つて遼史を通讀するに、回跋部女直の住域たる輝發河の流域に契丹の州縣が置かれた證迹は見出されない。單に見出されないのみでなく、事實置かれなかつたと斷定す可き大勢が看取せられる。例へば契丹の東端の州縣は大體舊の滿鐵幹線に沿う南北の一線におかれたもので、僅かに渾河・范河の流域に於いて今の撫安堡・撫順方面に迄進出してゐたにすぎない。但し遼陽以南に於いては事情を異にする。撫順・撫安堡(契丹の歸州・貴德州)を越えてその東方に州縣の設置せられたこと無く、従つて回跋部女直は契丹籍の民とはせられなかつたと見なければならぬ。^註即ち彼等は係遼籍の熟女直ではなく、生女直と稱す可きで、契丹國志の分け方に誤りはない。回跋部女直が直轄の熟女直でなかつた以上、契丹との關係は羈縻關係、即ち宗主・藩屬の關係に在つたと考へる外ない。回跋部女直は契丹を宗主國として此れに藩屬し、その自治を認められつつ、歲時入貢してその稱藩恭順の誠意を示してゐたのである。此れを裏返して云へば、契丹は回跋部女直が歲時入貢して恭順臣服の意を表し、邊境の患を爲す憂へなき限り、その内政への干涉をさけ、彼等の自治を認めてゐたと解せられるのである。

契丹の直轄領民でない意味に於いて明かに生女直に屬せしむ可き回跋部を北風揚沙錄が「非熟女直」と稱しつつ同時に「亦非生女直」と稱して領る曖昧な扱ひ方をなし、恰も彼等が兩者の中間的性格をもつものの如く傳へてゐるのは、此の

書の生熟兩女直の分け方の基準がどこに置かれてゐたのかと云ふ問題に聯關して一應考究の餘地があるが、その分析はしばらく措き、此所では只さうした中間的性格のものとしての所傳があること、それは何らかの意味で此の女直が熟女直的要素を有してゐたことを暗示すること、従つて契丹の統御策を考究する上にも此の點を併せ考慮して行く必要があること等を一言して置く。

① 軍 備 配 置

羈縻政策遂行の根底には必ず藩屬勢力よりも強大な兵力の裏づけがある。羈縻政策は只此の兵力を前面に押出さず、背後においてその睨みを利かしつつ、直接には政治工作・經濟工作或は文化工作等を以て統御して行く政策である。兵力を前面に押出して征服彈壓して行くのは羈縻政策の本體ではない。たとへ征服には止むなく武力を用ひても、屈服後つとめて軍政を早く切上げ、兵威を背後におくのが羈縻政策の本領である。然し兵力を伴はない羈縻政策は極めて脆弱で忽ち破綻し易い。契丹の羈縻政策もその根底に契丹の大きな武力が支柱となつてゐた。東方の女直諸部に對しても同様で、その直轄領の東部を占める東京道内の要地には至る所屯兵が常駐してゐた。そしてそれらを統轄する軍政機關は契丹の盛時を通じて凡て六あつた。南女直湯河司(湯河詳繼司)はその最南に當る遼東半島の曷蘇館女直の地區の軍政を掌る。次に東京都部署司・東京統軍司・東京留守司の三司は何れも東京遼陽府に在り、東は鴨綠江(通溝平野を含む)、西は醫巫閭山、南は蓋平附近、北は奉天附近に至る廣大な地域の軍政を分掌してゐた。次に北女直兵馬司は遼州(新民縣の東北、遼河右岸)に置かれ、鐵嶺附近以北八面城方面に至る軍政を司り、黃龍府都部署司はその北方四面城地方から農安方面に至る軍政を掌つてゐた。^{註3}此れらの諸機關はそれそれ管内の保安に對して直接の軍事的責任を有し、その立場から所管國境線を侵擾する寇賊の防禦擊碎の責任をも有してゐた。若し寇賊の勢ひ熾烈で一司の力の及び難い時は接隣の司より援助し、又他道或は中央からも赴援する。蒲盧毛朶部經略に黃龍・東京兩府が協力してゐるのは隣接諸司協力の一例である。又黃龍府

都部署司がその前面の生女直防禦の直接の責任を負ふてゐたことは前に述べたが、此れは東京の上述諸機關が管區境外の生女直の侵暴鎮防の責めを有してゐたことを示す一證である。他道或は中央軍の赴援は阿骨打勃興の際にその著例を見る事が出来る。^註遼末、恐らく天慶年間と思はれる頃に至り、阿勒楚喀水の生女直完顏部の勃興に對應して東北の軍政は一層強化充實せられ、咸州（開原）に咸州兵馬詳穩司が置かれた。^註北風揚沙錄には

^上略。隸契丹咸州兵馬司。興其國住來無禁。謂之回鶻。

とあつて回跋女直が咸州兵馬（詳穩）司に隸してゐたと傳へてゐる。即ち回跋部女直の萬一の鎮防に當る直接の責任機關が咸州兵馬詳穩司であつたことを知る。但しそれは契丹の極末期に限られたことである。此の司の設置前に當る長い期間を通じて此の責任を負ふてゐた管の機關に就いては所傳なく明かでない。然し本司設置前の咸州を初め、その北の韓州（八面城）、南の銀州（鐵嶺）が遼州の北女直兵馬司の所管であつた事實から推して、恐らく北女直兵馬司の責任となつてゐたのであらう。

以上を要するに、回跋部女直の萬一に當りその鎮防の直接責任に當る軍政機關は遼州の北女直兵馬司であつたのが、契丹丹末期には新に設けられた咸州兵馬詳穩司の手に移され、その兵力が第一に動員せられ、及ばずと見られた時は東道内隣接諸司の兵力や他道・中央の兵力が動員せられ赴援する仕組みとなり、さうした軍事力の睨みが瀾糜統御の根本的支柱となつたのである。

② 官 爵 授 升

回跋部は政治的統一體を指す名稱ではない。勿論、輝發河の溪谷に住む一團の女直として團結し易い關係に在つたことは紛れないが、常時の統一組織はなく、従つて多分に地區的な要素を有つ女直集團の名稱である。その内部は酋長の率ゐる多數の部族に分れ、その間に大小強弱の別はあつても酋長間に上下の統屬關係はなく、況んや彼等全體の上に立つて回

跋女直全部人を統轄する君長は居なかつた。従つて契丹の羈縻政策もそれら多數の諸酋長、少くともその中の有力者を直接対象として行かなければならなかつた。只一人の君長的大酋長を懷撫し、それを通じて回跋部全女直を統御して行くことは、回跋部の内部事情から許されなかつたわけである。つまり回跋部内の諸有力酋長は夫々自主的に稱臣入貢し、契丹はそれらを個別的に懷撫して行かなければならなかつたのである。回跋部女直の入貢記事を見るに、同時代の入貢でその代表人物の名前の記載あるものは、その都度別人となつてゐる。例へば開泰八年の場合は踏刺葛と麻門、重熙十・七八年は撤刺都と兀迭臺札とある。彼等は何れも回跋部内一族の酋長として自主的に稱臣入貢した者で、同一君主より差遣せられた者ではない。勿論、彼等諸酋長の勢力には大小強弱があり、たとへ君長ならずとも、他の酋長に大きな影響力をもち、その向背が直ちに全回跋女直の動向に決定的な力を有つ様な大酋長の居たことは考へられないことでは無い。

かうした諸酋長の入貢に對する契丹の懷撫手段の一は、他の羈縻勢力に對すると同様、官爵の授與である。遼史に見える回跋部酋長の入貢者が太師註(開泰八年の踏刺葛、重熙十七年の撤刺都)太保註(開泰八年の麻門)等を帶してゐるのは何れも契丹より受けた官爵である。此れらの官爵は契丹がその入貢酋長の回跋部内に於ける地位勢力や契丹に對する恭順の實績等を勘考し、その総合的評價として授けたものと想はれ、回跋部女直に就いての例は見出されないが、他の場合から推して、同じ酋長でも特に恭順頻貢の者は官爵を升せられたと推測せられる。

契丹が回跋部人に與へた官爵の最高は回跋部大王である。大王の稱號は一見君長を想はしめるが、回跋部に君長の居なかつたことは已述の如くであるから、此の稱號を受けたのは君長ではない。それは恐らく回跋部内諸酋長の中の最有力者で、その向背が回跋部全女直の動向に最も大きな影響力を有してゐた者であらう。重熙十八年の入貢者を「回跋部長兀迭臺札」と傳へてゐるが、彼は實は回跋部長では無く、上述の様な部内の最有力酋長で、契丹が此れを回跋部長として遇した者であらう。恐らく彼は回跋部大王に封ぜられたのではないかと想はれる。

上述の様な官爵の授與升叙が有つ褻廢政策上の効果に就いては先に論述した所である。

(8) 貢賜と貿易

藩屬諸部を褻廢する最有力手段は貢賜及び一般貿易であつた。入貢者の貢獻品に對しては宗主國たる契丹から必ず回賜があり、恭順臣服の入貢者に對する回賜は優厚であつた。従つて朝貢は回賜との關係に於いて成立する官貿易であり、然も稱藩者側に頗る有利な取引であつた。此の貢賜も亦中國に範をとつたものであるが、中國では北方民族の入貢に對し、その貢品の中心をなす馬その他の諸物の標準價を設定し、それに對する絹その他の回賜品と額高とを規定し、此の規定に従つて納貢・回賜を事務的に處理してゐた。即ち貢賜の官貿易的性格はその處理規程の上にはつきり現れてゐるのである。當時の女直は高麗にも盛に入貢し、貢賜貿易を展開してゐたこと已述の如くであるが、高麗でもやはり中國同様の處理準則が作られてゐた。^註蓋し貢賜による懷撫方針と共に中國の制を採入れたのであらう。そして契丹も恐らく同様の準則を作つてゐたであらう。さもなければ屬國六十・部族五十有二と稱せられた盛遼時代の納貢處理は裁き切れなかつたであらう。回跋部の常貢も恐らくかうした準則に依つて回賜を定められ、極めて事務的な官貿易として處理せられてゐたであらう。然し凡ゆる入貢が準則によつてのみ處理せられて居たのではない。

中國の傳統的な政治思想に依れば聖帝出でてその徳六合に治き時は遠夷もこれを慕つて入貢すると考へられてゐた。従つて鳳程萬里の遠夷の入貢があつた場合、時の天子は此れを己の盛徳の象徴として天下に誇示し、厚く此れを遇する。此の場合の回賜は準則を無視した優遇であつた。又頑兇侵暴を事として來た勢力内の酋長・君長が初めて恭順方針に變り、或は恭順を粧ふて入貢した時も超優遇を與へる。更に入貢の一酋長を優遇すれば他の此れに倣つて入貢する者が多いと見通された時乃至かく期待した時も超優遇を加へる。その他準則に據らぬ優遇を與へる場合は多かつた。貢賜が結局官貿易の性格をもつものであるにしても、とにかく修好恭順の意を示す政治目的を含み有つものである以上、さうした政治的部

面に重きをおいた貿易以上の回賜を興へる場合の多かつたことは寧ろ當然である。そしてそれは中國の場合にのみ限られたことではなく、契丹や高麗に就いても同様であつたであらう。契丹や高麗の發展は結局に於いて中國模倣の發展、即ち中國の生長に外ならなかつたからである。かうした特別優遇の回賜を興へる入貢は何らかの意味に於いて政治的に重大な意義をもつものと時人から考へられてゐたものであり、従つてそれは大抵朝庭の記録に留められ、今日に所傳を残す機會を作つた筈である。此れに對し只準則に據つて事務的に處理された朝貢、即ち政治的意義よりも貿易的性格の大きな貢賜は必ずしも朝庭の記録に残されず、残されても後世正史の編纂に際して多く削られたであらう。それらは逐一傳載するには繁多にすぎる場合が多く、殊に契丹の如く政治的に大膨脹した國に於いて左様であつたであらう。四圍に武力發展をとげ、夥しい屬國・部族を擁した契丹はその貿易的貢賜の取扱ひを多く邊要の府州や相當の機關に委任し、準則によつて處理せしめ、必ずしも逐一中央で扱ふことはしなかつたであらう。「打女眞」の所傳は此の推測を資ける參考となる。そして此のことは回跋部に就いても同様で、遼史にその所傳を残してゐる入貢は、或はそれが回跋部の對契丹關係に新機軸を出した部人の初入貢とか、或は對契丹屬關係を格段と促進した有力酋長の入貢とか、とにかく政治的な意義が特に大きく、特別優遇を受けたもので、此の外にさうした政治的意義よりも事務的に處理された歲時の貿易的常貢で所傳を逸してゐるものが多かつたであらう。

貢賜貿易の外に民間貿易も行はれてゐたことは先に述べた所である。女直人の來つて取引する者、契丹商賈の入込んで取引する者があつたことは契丹國志の熟女直國の記事から類推せられる。かくて遼史に傳へられた回跋部人の入貢總回數僅か五回の裏には彼我の官私貿易の盛に行はれてゐたことが推斷せられるのである。北風揚沙錄に回跋女眞に就き

與其國往來無禁。

とて回跋部女直が契丹直轄領内に出入の自由を許され、しきりに往來してゐたことを暗示する記事を載せてゐるが、此の

往來の目的は貿易を外にして考へられない。即ち北風揚沙録の記事は間接的乍らも右の推斷を裏づけてゐるのである。

當時の滿洲女直諸部が貿易市場を逐つてその政治的去就を決してゐたことは先に述べた。回跋部人に契丹領土内への出入の自由を與へ、民間貿易の利を開放すると共に、入貢者に對しては回賜を以て應へ、官私貿易に大きな利便を與へてゐた此の政策が回跋部人の羈縻に大きな効果を有してゐたことは云ふ迄もあるまい。

貿易の自由は回跋部が契丹に恭順なる限り認められる。同様に回跋部内でも稱藩恭順の部族にのみ認められる。一度その羈縻に反抗すれば閉鎖せられること云ふ迄もない。従つて貿易の利を欲する限り、契丹に恭順でその羈縻に服し、稱臣入貢しなければならぬ。君長による内部統一のない回跋部女直の中、契丹に入貢稱臣した酋長の一派は貿易の自由を認められるが、然らざる酋長の一派は認められない。そこで入貢の酋長を優遇し、回賜を多く與へ、且つ貿易の自由を認めれば、他の酋長は自らその輦に倣つて入貢するは必然の勢である。契丹が兵を加へた形迹をなくして徐々に回跋部を入貢稱藩せしめ、經略羈縻の目的を達してゐるのは、先づ宋との交通を遮斷し、次いで高麗を伐ち、三十部、蒲盧朶を征して高麗貿易を抑へ、契丹を對外貿易の唯一市場としつつ、一度び入貢し來つた者には此の市場を開放し、他の諸酋をして此に倣はざるを得ざらしめたからであらう。貿易政策は回跋部の經略及び統御に最も大きな効果を有してゐたと想はれる。然らば回跋部を含む當時の滿洲女直諸部は何故にかくも對外貿易に大きく依存し、政治的動向さへもそれに左右せられなければならなかつたか。此れは此所に詳考す可く餘りに大きな問題で、別に專考の一稿を組む必要があるが、頗る關係の深い問題でもあるので、此所にその概要を述べておく。

在滿洲通古斯族の生活は、海東の盛國とたたへられた大渤海時代に於いて飛躍的に向上した。その文化は結局中國文化の輸入模倣であつたが、とにかく滿洲の地に古今未曾有の文化の華を咲かせた。此の文化生活を享受したのは主として支配階級をなして居た濊貊種の渤海人であつたが、その影響は當然被支配者たる純通古斯種、即ち遼宋時代に云ふ女直の間

にも及んで行つた。大渤海の滅亡より後渤海時代、即ち契丹時代を通じて渤海人の勢力は衰退し、此れに代つて女直が徐々に擡頭し滿洲の主人公となつたが、それと共に嘗て咲き亂れた渤海の文化も亦次第に衰退した。然しその傳統の名残りは女直に引繼がれ、契丹時代の女直は嘗ての渤海人の文化生活の再現を念願としてゐた。

渤海文化の經濟的基礎は詳考を要する研究課題であるが、對外貿易の利が大きな意義を有して居たことは紛れない事實である。その輸出品には鍍産物の金、海産物の海獸・昆布の類、或は蛤珠等の特殊なものもあつたが、最も主要な位置を占めてゐたのは畜産の馬、採取品の藥材(人參・松實・茯苓・猪苓・蜜蠟の類)、狩獵品の毛皮、織物の麻布等であつた。馬は各部族に産し、麻布の製織も亦普及してゐた。藥材は當時の全滿洲至る所に野生し、鳥獸亦森林に恵まれた滿洲には頗る蕃息してゐた。藥材・毛皮は無限の資源であつたと云へる。此れらを蒐集輸出して中國的文化品を輸入した。大渤海が中國・半島・日本・遊牧等四周の諸勢力と盛に貿易し、殊に海上に於いては新羅と並んで東亞の覇權を握つてゐた事實は、渤海の文化が對外貿易に大きく支へられてゐたことを示す。

大渤海時代の文化生活の再現を夢みる契丹時代の女直としても、その手段はやはり對外貿易の振興を主としなければならなかつた筈である。殊に中國的文化品の供給地を對象としてその原始的諸生産品を輸出し文化品に換へなければならなかつた。此所に女直が對宋貿易に活躍し、此れを遮斷せられて後には高麗・契丹に市場の開拓擴張を企て、その開閉の前には政治的立場をも追隨せしめざるを得ざる所以があつたのである。

滿洲よりの輸出品の太宗をなす馬・毛皮・藥材等は全滿に産し、殊に毛皮・藥材等の資源は無盡藏であつた。然し此れら諸品に對する彼等自身の消費量はその極く一部にすぎぬ。従つて此れらの諸品が彼等自身の消費にのみ供せられる場合、その増産は忽ち過剩に陥る。然も此れらの諸品は滿洲至る所に産してゐたのであるから、女直内の諸部族間の交易に於ける商品とは成り得ない。即ち自給自足經濟の下に於いては、此れら諸品の増産も蓄積も何ら意味のないこととなり、

無盡藏の資源も資源的意義を喪失する。然るに此れが一度び先進文化地を對象とする對外貿易の商品として輸出せられ、その見返りに文化品が輸入せられ得る様になれば事情は一變する。生産は多々益々辨じ、蓄積は富力の増大となる。有力者は奴隸を使用してその生産・蓄積の多きにつとめ、商才ある者は彼是取引の利を累ね、豪民として益々生長する。即ち此れらの諸品がその使用價值の外に商品價值を有つた時、それは有力者の勢力發展の手段ともなる。換言すれば酋長の如き有力者が更にその勢力を培養する爲めには、此れらの諸品に商品價值を與へること、即ち對外貿易市場を開拓擴張して行く必要があつたのである。對外貿易に最も大きな利益を見出してゐたのは、結局、酋長等の有力者であつたと云ふことになる。彼等の動向が女直人の動向に決定的な影響を有してゐたことは云ふ迄もあるまい。對外貿易の利が酋長等の有力者に特に大であつたこと、此所に彼等の統御策としての貿易政策の意義が頗る大であつた所以がある。要するに女直が渤海文化の名残を受けついで文化品を特に強く欲してゐたこと、貿易の利が豪民の勢力培養に直接大きく寄與してゐたこと、此れらが回跋部を初め全女直諸部が契丹の貿易政策に巧に操縦せられてゐた理由である。

(4) 羈 縻 機 關

契丹の回跋部女直に對する羈縻方針に就いての論考は以上を以てその主要點を悉したので、此の方針を實際に具現し運営した機關に就いて考説する。契丹の回跋部女直羈縻政策が、他の諸部に對すると同様、契丹の大きな國力、特に武力を背景に有つ威壓と、官爵授升・貿易許與の二つの手段とに依つて居たとすれば、羈縻機關の設置も此の目的に沿ひ、その職任もそれに基いて定められてゐた筈である。以下、史に見える回跋部統御の諸機關をかうした豫測の下に検討して見る。

(1) 軍 政 機 關

軍政機關として直接鎮防の責任を負ふものが初めは北女直兵馬司(と推定)、後ちには咸州兵馬詳禮司であつたこと、隣

接の黃龍・東京兩府の諸司も狀況次第で赴援協力したこと、更に他道や中央の軍も赴援することとなつてゐたこと等は先に述べた所で、此所に反覆する必要はない。

(四) 官爵授升機關

官爵の授升は天子・國王の大權であり、従つてその發令は原則として總て中央に於いて行はれる。羈縻諸酋に對する場合も同様である。

藩屬の諸酋が入貢した場合、單にそれが交易目的の常例的入貢の場合は邊要の地に置かれた關係機關で取扱ふが、何らかの意味で政治的に大きな意義を有つものは朝廷に迄報告して取扱ひ方の裁決を俟つか、又は中央に直接赴貢せしめる。懷撫を目的とする官爵の授升が特に必要とせられるのはかうした場合の入貢酋長である。従つて授升は朝廷自ら行ふことが多く、時に奏報の前線機關に回答して授升を行はしめることも出來た。尙官爵を携へた使臣が派遣せられ蕃夷の住地に赴き官爵を餌として懷撫を行つた例も他の王朝に見られるが、それも結局中央の授升であることに變り無かつた。遼史に傳を残してゐる回跋部酋長の入貢は此の部の經略統御の上に特に重要な意義を有つたもので、恐らく中央に迄參赴し、そこで授升せられたのであらう。此の外にも中央の意を受けた前線機關から授升せられたものも有つたかも知れないが、史に徵證し難い。

(五) 貿易機關

入貢貿易を扱ふ契丹の機關は、回跋部女直が咸州兵馬詳總司に隸してゐたと云ふ遼末に於いては、主として此の司が當り、特別の意義を有つ朝廷への朝貢のみ中央で扱つてゐたものと解せられる。北風揚沙錄に

隸契丹咸州兵馬司。與其國往來無禁。

とあるは、軍政機關としての咸州兵馬詳總司が併せて入貢貿易を扱つてゐたことを觀察せしめる。本司設置前は北女直兵

馬司が此れに當つてゐたのであらう。酋長等の入貢の形式による貿易以外の民間貿易もその定められた市場や州縣内で行ふ時はやはり契丹の關係官廳や官吏の監督を受けたであらう。それらの細かい點は不明である。尙生女直の入貢貿易は黃龍府の監督下に行はれており、契丹側の横暴が遂に彼等を憤激驅起せしめたことは著明の史實である。

回跋部の貿易に對する契丹の監督は生女直に對する如く嚴重なものでなく、殆んど自由に放任してゐたと解せられる。

「與其國往來無禁」とあるはその證である。契丹國志^{卷二} 熟女直國の條に

或居民等、自意相率。賚以金・帛・布・黃蠟・天南星・人參・白附子・松子・蜜等諸物入貢北蕃^{契丹}。或只於邊上買

賣。訖却歸本國。契丹國商賈人等就入其國買賣。亦無所碍。云云。

とあつて熟女直人の契丹地内への出入、契丹人の熟女直地内への出入共に安全自由であつたことを傳へてゐる。回跋部女直に就いて「與其國往來無禁」とある一句は、かうした熟女直との關係と殆んど同様であつたことを想はせる。北風揚沙錄が契丹の直轄領民に非る回跋部女直を正しく「非熟女直」と傳へ乍ら、直ちに此の句を承けて「亦非生女直」として生女直とも區別してゐる所以は、右の様な頗る自由放任的な取扱ひが生女直よりも熟女直に近かつた事實に在るものと解せられる。貿易に對する監督も頗る放任的で、殆んどその自由行動に任せ、只入貢形式のものを官廳で然る可く扱つてゐたのであらう。

(二) 回跋部詳穩都監

遼史^{卷一} 興宗本紀・重熙十二年四月己亥の條に

置回跋部詳穩都監。

とあり、此れと同一記事は同書^{卷九} 屬國表にも見えてゐること、此の回跋部詳穩都監の設置は興宗の回跋部女直の經路が本格的に推進せられ初めたことを示してゐること等は先に詳論した所である。而して此の都監設置に見られる興宗の回跋

部經略は、大延琳の叛亂に依つて聖宗時代に行はれた折角の經略が崩れ、回跋部が一時離反してゐたのを再び羈縻せんとしたものであること、此の興宗の努力は奏効して五年後の十七年以後續々と酋長の入貢を見るに至り、爾後遼末迄羈縻を續けたこと等も此れ迄に述べた所である。即ち此の都監は回跋部の徹底的經略懷撫を行はんとする時に當つて設置せられたものである。さうした情勢を考へる時、此の都監の任務は略々想察せられる。即ちそれは興宗の經略方針に基いて此れを實際政策に具體化し施行する專任の機關であつたものと解せられる。恐らく既服の酋長を懷撫督察し、未附の酋長を誘引して全回跋部女直を蒲盧毛朶部より引き離し、契丹の統御下に妄動せざる様督撫して行くことを任務としてゐたものであらう。回跋部の經略にはつとめて兵力の使用をさけてゐた様であるから、此の都監も強大な兵力を驅使してゐたものは想はれないが、亦全くの丸腰であつたのではあるまい。都監は元來中國に唐末五代以來發達した新軍制上の武官名であり、契丹はそれを採入れたものと思はれるから、やはり軍事的色彩の強い督撫機關であつたと解す可きであらう。若干の部兵を擁し乍らも、寧ろその使用をさけ、外交によつて懷撫統督の目的を達せんとしてゐたのであらう。所で問題はその設置の場所であるが、他に此の都監に關する記事全く無く、此れを確實に究明することは出来ない。強ひて推測を立てるにしても二つの場合が考へられる。その第一は回跋部女直外の地、即ち契丹の直轄領土たる東京道内の一地區ではないかとの推測である。興宗の回跋部經略の第一段階として、即ち殆んどその手初めとして置かれてゐることは此の推測を資ける。そしてその設置の候補地を求めるならば咸州方面が最も有力である。咸州は聖宗の回跋部經略の最初の成功に對應して置かれた州であり、遼末に至り女直の形勢が重大化した時には咸州兵馬詳穩司が置かれて回跋部の統御に當つた所である。或は回跋部詳穩都監が一層強化せられたのが咸州兵馬詳穩司であるかも知れぬ。かうした推測に對し、逆に回跋部女直の地内ではないかとの推測も不可能でない。即ち狹長な地區に多數の部に分れて住む回跋部女直のことであるから、たとへ大勢は未だ契丹に離れてゐなかつたにしても、その西端の契丹領土に近く住んでゐる酋長で忽ち契丹の招撫に應じた

者のあつたことは必ずしも考へられないことでない。従つてさうした契丹派の居住地に置かれた現地機關であらうとの推測が生れる。回跋部統督上の要地たる故長嶺府回跋城は此の部の西端に近く此の條件にあてはまるので、ここに置かれたのではあるまいかとの想像が抱かれる。然し此の第二の推測は此の都監の設置以前に回跋部人の入貢したことを傳へた記事がないと云ふ大きな資料的缺陷をもつ。都監の設置を伴ふが如き重要な入貢は必ずや史に書き留められたであらうと考へられるからである。かくて可能性は前者の部外地ならんとする推測に多いこととなるが、然も尙それは一片の推測たるに止まり、更に今後の補正に俟たねばならぬ。若し此の都監が部内に置かれたものであれば、それは管見の限り唯一の現地機關と云ふことになるが、その可能性の弱い現在、現地機關なるものは察められないわけである。

附 東 京

契丹五道の中、東京道はその名の示す如く、契丹直轄領の東部を占め、南北に細長く展開して恰も女直の西進に對する契丹の防壁の如き觀を呈してゐた。かうした關係から全女直の督撫及びその東に當る高麗の控制は東京道の役目であつた。それは南京道が中國に、西京道が西夏に對してゐたのと相似たものである。かくて東京道は全女直の督撫を總括的に遂行して行く任務を帯びてゐた。東京道の道治は東京遼陽府である。

回跋部の督撫は結局全女直督撫の一部をなすものに外ならぬ。さうした意味で東京も亦回跋部統御の上に重要な機關であつたと云はなければならぬ。即ち東京は回跋部統御の専任機關ではないが、此の回跋部をひつくるめた全女直の動向を大局的に把握し、総合的な大政策を打立て、又全體的見地よりその總督に任ずる地方の最高機關として、間接的乍らも回跋部統御の上に大きな關係を有してゐたのである。

以上を以て回跋部統御の諸機關に關する考説を終へる。細かく云へば尙他にも直接間接の關係をもつたものがあるかも知れないが、今迄に知り得た主なものは大體以上の諸機關である。

契丹の回跋部女直經略に就いて (三)

五二

註 1 契丹の最東端の州に就いては別に發表す可き拙稿「契丹の太祖阿保機の遼東經營に就いて」に於いて詳論してゐる。

2 此れらの軍政機關は別に詳考を必要とするが、その所管地域の大體は遼史^八卷三地理志・東京道の記載によつて窺知せられる。

3 契丹がその四周の對抗勢力の中で最強敵としてゐたのは東方の通古斯族と南方の漢民族とであつた。東方經營の基地をなすのが東京道であり、南方經營の基地は南京道であつた。所が滿・漢兩族の反抗力は時にさうした前面一道に駐在する兵力では足りなかつた。そこで東京道の兵力不足の場合は南京道より、南京道の兵力不足の場合は東京道より先づ赴授せしめ、彼は相應接せしめて東南二面の經營を遂行せしめてゐた。かうした二道の特殊關係は軍政上のみでなく、經濟的にも南京道饑ゆれば東京道の粟を輸補し、東京道が凶稔の時には南京道の糧を廻してゐた。かうした隣道相補は恐らく他の諸道間でも同様であつたであらう。

4 咸州兵馬詳穆司の名は遼末に至つて遼史に頻出するが、何れも天慶年間以後に限られ、繁年の明かなものに就いて檢するに、管見の範圍では、天慶四年を最初とする。

5 高麗史^{卷六}大靖宗世家・二年五月乙丑の條に

東北女眞首領太史阿道間等五十九人來朝、有司言。太史契丹職名也。阿道間等今已歸化。請改授正甫、從之。

とあつて高麗に入貢した女眞の酋長が契丹の官職たる太史を帶してゐたと云ふ。所が遼史を檢するに太史の職官名は見えない。又大史もない。恐らく此れは太師の訛であらう。

6 太師・太保・太尉等は實官でなく、名譽官である。

7 高麗史^{卷二}定宗世家・三年秋九月の條に

東女眞大臣蘇無蓋等來獻馬七百匹及方物。王御天德殿閱馬。爲三等評定其價。馬一等。銀注子一事・錦絹各一匹。二等。銀針一事・錦絹各一匹。三等錦絹各一匹。

とあるを參照。

8 遼史^{卷七}地理志の序文に據る。

餘言

以上、契丹の經略を中心として遼代に於ける回跋部女直の歴史を考説した。所傳史料餘りにも乏少の爲め、考説する所はすべて論據に薄弱を感じ、成果に隔靴搔痒を覺える。今後の研究によつて補正せらる可き點の多々あるは自ら認める所

である。然し遼代女直の史料は回跋部のみならず、すべての部に就いて例外なく貧弱で、どの部の研究も頗る困難な現狀に在り、延いては女直全體の大勢を知ることとも容易でない。然もそれは渤海と金との前後二大國の間を結ぶ滿洲の歴史を明かにする極めて重要な課題である。筆者は私かに此の課題の遂行を意圖し、本稿も亦その一部として起草したものである。史料の少い各部の中でも比較的判り易い部から究明し、その成果を他部の究明に活用し、最後に全滿洲の歴史の解明に到達するは、史料の少い現狀として有力な研究方法と信じたからである。回跋部の研究たる本稿はその背後に構想せられてゐる筆者の遼代滿洲史の研究達成への一道程である。道程に過誤ある時は結果に愈々大きな過誤を生ぜしめる。幸に大方の叱正示教あらんことを希ふ次第である。

(昭和二十一年二月稿。同二十六年正月補訂)